

地方消費税引上げ分の使途

消費税率(国・地方)は、平成26年4月から国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に、令和元年10月からは8%から10%に引き上げられ、地方消費税交付金の増収分については、地方税法の規定により、全て「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。
佐久穂町では、令和4年度決算における地方消費税引き上げ増収分148, 281千円を、以下の事業に充当しました。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 148,281 千円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 979,178 千円

(単位:千円)

区分	事業名		令和4年度 決算額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	社会福祉一般経費	高齢者福祉施設指定管理委託事業、社会福祉協議会運営補助事業、福祉団体補助事業等	44,217			2,107	13,325	28,785
	老人福祉一般経費	敬老事業、老人保護措置費、福祉タクシー事業等	7,751	549		1,481	1,810	3,911
	障害者支援事業	障害福祉サービス給付事業等	356,826	254,515		607	32,183	69,521
	児童福祉一般経費	児童手当、出生祝金支給事業	134,150	118,722			4,882	10,546
社会保険	国民健康保険事業費	繰出金	75,158	49,529			8,110	17,519
	介護保険事業費	繰出金	176,076	12,769			51,677	111,630
	後期高齢者医療事業費	繰出金	39,069	29,302			3,091	6,676
保健衛生	福祉医療費一般経費	福祉医療費給付事業	61,039	24,466			11,573	25,000
	予防一般経費	予防接種事業、集団健康診査事業、町民ドック、各種検診事業等	72,033	6,810		4,809	19,118	41,296
	母子保健一般事業	妊婦・乳幼児健診事業、養育医療給付事業	12,859	4,895		29	2,511	5,424
合計			979,178	501,557		9,033	148,281	320,307

※決算額に、事務費及び事務職員の人件費は含まれません。